

史料紹介

網光公記

——「網光公維摩会参向記」、「賀茂祭用脚記」、「康正元年八月二十七日記」
附 広橋兼郷日記逸文——

遠藤 須田 桃田
藤田 中崎
珠牧 奈有
紀子 保一郎

はじめに

『東京大学史料編纂所紀要』二〇号～二五号では広橋網光（一四三二—七七）の文安三年（一四四六）から応仁元年（一四六七）までの暦記の翻刻を行った。その後、二六号より再び時代をさかのぼり日次記の紹介を行っている。今号では享徳二年（一四五三）二月の「網光公維摩会参向記」、享徳四年（康正元年）三月～四月の「賀茂祭用脚記」、「康正元年八月二十七日記」の別記三点と、広橋兼郷の日記逸文（正長二年八月一七日条）を翻刻する。本記の概略については二〇号を参照されたい。

この時期の將軍は足利義政、天皇は後花園天皇、院は文安四年に尊号宣下を受けた伏見宮貞成親王（後崇光院。文安五年尊号辞退）である。網光は享徳二年には、二二歳、位階は正五位上から正月に従四位下、従四位上、三月に正四位下に昇った。官職は三月に左中弁、藏人頭、さら

に一〇月に右大弁となる。翌享徳三年に正四位上、参議に昇進し、公卿の仲間入りをした。享徳四年正月に従三位に昇り、九月に左大弁に転じる。

紹介する三点のうち一点目の「網光公維摩会参向記」は、国立歴史民俗博物館蔵の自筆本（日六三―九六）を底本とした。題箋には「網光公維摩会参向記自享徳二年十二月十七日至廿六日 自筆本 一卷」綴合もとのまゝとある。本記は六紙から成り、享徳二年仮名曆（二月一四日～七月一八日）を翻して使用している。網光が、興福寺維摩会の勅使として二月一七日に南都に下向してから、務めを果たし、二六日に関白二条持通と内裏に報告するまでの記録である。

経済的理由で本式の手順通り参仕できない悔しさを吐露しつつ、網光の伯父にあたる興福寺僧たち（特に修南院光憲）の補助を得ながら勅使の職責を遂行し、かつ詳細な記録を残す努力を払っている。本記には参加者の所作をはじめ儀式進行が詳しく記され、室町期の興福寺維摩会の

実相を伝えて貴重である。

また、この行事に特有の言葉の発音を記録する独自の努力が払われ、一八日条で「上階馬道」「影向戸」と振り仮名を振っている。いずれも興福寺維摩会のみならず中世日本語の研究に資する貴重な情報と推察される。

なお二四日条では、行香の後に「サ、ヤキト号事」を行う旨を、「次第」を引用して述べている。宮内庁書陵部所蔵柳原本『興福寺維摩会次第』（函架番号三五二・一二八）に「耳語作法」が見え、それは聴衆以下を退去させて、注記が持参した「文書」を採題から勅使が左手で受け取って懷中にしまつて退出する「密々」の所作であった。今日、奈良薬師寺が公表している最勝会の式次第に「耳語之作法」があり、こちらは僧綱が小声で明年の講師を勅使役に伝える作法という。同部所蔵日野西本の元和四年（一六一八）成立『興福寺維摩会次第』（函架番号西・一二二）にも「注記サ、ヤキノ書物持来」とあり、音声伝達を意味する「ササヤキ」が中々近世にはなぜか文書伝達の形を取っていた。

綱光が参照した「次第」は歴博広橋本中には見えないが、本記中で複数回、綱光自身の動きが一人称の「予」ではなく三人称の「弁」として記されている。「弁」を「予」に訂正した宝徳二年九月一日条（本誌三二号所載）も参照するに、綱光は日記本文のベースに、三人称で書かれる次第書の記述を転用していた可能性が高く、本記もその一例と考えられる。儀礼の手順を詳記する日記の成立過程を窺わせる、古記録学的に重要な痕跡である。

二点目の『賀茂祭用脚沙汰記』（国立歴史民俗博物館蔵。日六三―四四）は、袋綴朝鮮装で、外題題箋には「賀茂祭用脚沙汰記自康正元年（享徳四改元）三月廿七日至四月廿二日 綱光公自筆記 老冊」とある。料紙には反故紙の紙背が用いられている。綱光公記には珍しい冊子体で、五丁から成

る。表紙は後補だが、冊子の喉の部分には余裕があり、もともと冊子だったのであろう。

書き出しが「享徳四年／三月大／廿七日、晴」と月の途中からなので、日次記から独立した別記である。後筆の外題は『賀茂祭用脚沙汰記』だが内題はなく、内容も綱光自身が賀茂祭用脚を沙汰した記録ではない。冒頭は広橋綱子（綱光の祖父兼宣の女）に賀茂祭典侍を勤めるよう命じた後花園天皇の「勅言」で始まり、綱子がそれを勤め上げるまでの別記が書かれる予定だったのであろう。

しかし出費が嵩むこの役を、御訪の下行（助成金の支払い）なくして勤められない広橋家は、勤仕の大前提として惣用を予算通り調達できるか否かに目下の最大の関心を注いだ。本記は始終その話題で占められ、その調達が難航した末に失敗した記録である。

注目すべきは賀茂祭準備期間と重なった徳政令との関係である。幕府はこの徳政令を著名な分一徳政として行った。本記によれば、通例「土蔵（倉）役」として負担されてきた賀茂祭惣用を、幕府は今回、分一銭（徳政令による債務免除を認める条件として幕府から課される負担金。この時には債務額の十分の一）で賄おうと目論んだ。しかし幕府や天皇の催促にもかかわらず分一銭の納入者は少なく、祭の直前に義政が私物を現物支給して惣用に宛てる案を出したものの、決着する前に義政が就寝してしまい、惣用捻出に失敗して祭は延期になった。綱光は珍しく義政の対応のまずさを非難する感想を書き、別記はそこで終わる。

末尾の四月二二日条の後、料紙半丁分の空白が残る。祭が追行されたら追記する予定であったかもしれないが、追行の形跡は諸史料に見えず、同記は「絶常篇者也」と失望感で結ばれる。賀茂祭典侍勤仕の別記を作ろうと綱光が書き始めた本記は、資金難で行事自体が頓挫したため行事の別記としては完成しなかったが、代わりに賀茂祭の資金調達のため

組みとそれが破綻した具体相を記録した経済・財政の別記ともいうべき、別の意味で貴重な記録となっている。

三点目の『康正元年八月二十七日記』（日六三―六六八）は、反故紙を翻して記している。題箋には「網光公記康正元年八月廿七日自筆本」一巻『綴合もとのまゝ、』とあり、七紙である。水損を受けたのか、前半部では墨が

失われており、判読困難な箇所が多い。冒頭、「康正元年八月／廿七日」と始まり、康正元年八月二十七日の義政の任右大将の儀とそれに伴う除目（任大臣）の手続きが、諸役人の細かい所作に至るまで書かれ、除書の文面や室町殿への参賀も記録されている。なお、除書が引用された部分の直前の「御台御札」は、何気なく義政昇進手続きの記事に挟まれているが、実は「康富記」同日条によればこの日に日野富子が義政の「御台」になっており、「御台御札」はそちらの御札参賀と思われる。

なお同記の紙背の反故紙の中に、正長二年八月一七日の足利義教の石清水八幡宮初度社参に関する日記が見える。記中に登場する「予」は、参詣を差配し、万里小路時房・勤修寺経成とともに供奉した公卿三人の一人である。『看聞日記』『満濟准后日記』と対照するに、これは広橋中納言兼郷（当時は親光）に該当する。彼は網光の父だが、広橋家の当主にしては珍しく、まとまった日記が知られていない。貴重な日記逸文と考えられるので、ここに合わせて翻刻したい。その記事本文には推敲の痕跡が著しく、書き手は記主本人と想定すべきであろう。反故として廃棄・再利用された事実から見ても、これは土代と見られる。するとこれは兼郷の筆跡と推認でき、廷臣の日記本文の作成過程をよく伝える点とも合わせて貴重である。

なお今回の翻刻で、過去の人名注の失考が判明したので訂正しておく。本誌二三号所載の寛正三年記一〇月二日条にて、「高倉殿」を日野重子に比定した。彼女が高倉御所に住み「高倉殿」と呼ばれた事実

は、『蔭涼軒日録』寛正四年八月八日条の重子薨去の記事等により疑いない。しかし本号で翻刻した『康正元年八月二十七日記』には「高倉殿珍重之由申入大方殿」と見えて、「大方殿（重子）」と「高倉殿」が明らかに別人である。この高倉殿は重子に仕える上臈女房かとも推察されるが、現段階では人名比定に成案を得ない。御教示を請う次第である。末筆ながら、調査・翻刻を御許可下さった国立歴史民俗博物館に深謝申し上げる。

【凡例】

- ・ 翻刻に当たっては、文書の貼り継ぎがなされていたり、異筆の場合は、「」で括って示した。
- ・ 文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。釵・牀など一部はそのまま存した。挿入符による挿入箇所は適宜本文中に追い込みとした。
- ・ 本文には読点および並列点を加えた。尊敬を表す闕字は適宜存した。
- ・ 欠損の箇所はおよその字数を計って□または□で示した。抹消された文字は左傍に々を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計ってまたは■と示した。判読不能の文字は☒で示した。また残画により文字が推定できる場合は、その文字を□の中に示した。繰り返し記号は、漢字は「々」、仮名は「、」と示した。
- ・ 本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は「（ ）」、人名注など参考のためのものは（ ）に入れ傍に記した。
- ・ なお人名注は現在通用する家名および名を用い、各月の初出時に示した（例えば室町殿は足利三春あるいは義成でなく義政とした）。入道した者については、まず法名を示し、続いて俗名を示した。
- ・ その他、適宜○を付して注記を示した。

網光公維摩会参向記

享德二年十二月 正四位下 藏人頭石大弁藤原綱光 (正位)

十七日、雪少下、寒氣甚、早旦下向南都、依為維摩会勅使也、申刻計、先下着修南院、勅使房每事不具間、自兼日相談了、僮僕以下□□勅使房

置以下不具云々、坊士等緩怠也、則寺務令申遣処、堅可加下知由返答、入夜十聽衆以下四通、自別当送賜、將又被送使者、参向珍重由被賀之、

十八日、晴、早旦、着淨衣社参春日社、有奉幣、若宮社又如例、今朝幣料權神主遣了、心静祈念、所願成就勿論々々、於鳥居辺一乘院御社参由令申間、閑所立留、御退出之後、参社頭畢、大会勅使進退等為尋沙汰、

内々同道修南院、講堂等一見、旧記与近例多以相替、為之如何、申下刻向、勅使房、初夜豎義筒定二通持来、予出逢、束帶、依宿待加暑返給綱所、

々々退、頃之有欠請定、别当着座、予出逢、初也加暑返給綱所、上、豐上、敷門座、西面、次從儀師等布衣侍置硯展紙、文書押右、令読聞聽衆文於

寺務、但其由則書之置前、次目寺務、然而被成不審如何、此間從儀師三人着西庇豐、南上、東面、次予目從儀師、從儀師、々々々来座前、

先取先奏、目欠請可補由於别当、々々目許、次下從儀師、近例也、則下(二条持通)宣旨聽衆、次予目下騰從儀師、来座前、下賜豎義長者宣先取強紙、染筆書之、近例書由也。

二通、各以一枚卷加一懸紙下之、綱所云、近例如此云々、不審々々、次目初儀儀師、々々々来座前、下兩通、十聽衆文、年分度者分也、先段先奏、下時十聽衆

退畢、亡却至歟、次經本路別当退出、別当者南香脫可被昇歟、自然沙汰了、如何、次綱所等退出、次别当可被退之処、無其氣色間、予先

入夜又向、勅使房、每事不便間、出仕時計鑑取来云、可出仕云々、則着冠、次又來告、着裝束、三度告時出門、弁侍追前、小雑色四本取松明前行、如

木雑色取松明有後塵、其路見次第、シヤカウシノカマ着上階馬道床子、西、南上東面、經柱

西、寺務以下自元着座、東座權别当以下着座、座上有官别当着座、南上、

石壇、停止壇上、此間衆僧自正面入堂、次講読師自金堂左右入正面間入

堂、次三礼、次昇高座、次予昇正面石壇西行、一揖着座、正面次西間、次

講読師讀表白文、次論義、畢從儀師仰侍打鐘、講師令退出給、次告行香、

予起座、置笏、乍着香東行入正面間東腋、先列立、有官别当入同間、經

予後列立、此間呪願・三礼着礼盤、注記可進寄仏前由称之、予答云、旧

記此分也、被尋然猶近例之上者可進寄之由、申之間、乍跪進寄取行香

具、伝有官别当、次第取伝立、次呪願・三礼下礼盤、予以下引行香、西

行、入母屋北行一床、衆僧次第引行香、畢更西行、經二床前、柱西類、東

行、正面間以西間停止、有官别当以下經予後、列立本所、次予同加列、

座上、西上、北面、如元跪、行香具渡從儀師、々々々又返渡中綱、左右礼盤、自近例

也、次經本路着座、取笏、次呪願・三礼下礼盤、掃着本座、次予退出、

揖等如例、着香東行、至正面間一揖、更東行也、抑如旧記者、衆僧退出

之後、并可起座也、然任近例畢、十九日、第二日、今日初日夕座并豎義等有之、

豎者者、必当日歎後日歎可来、勅使房也、然内々申軾、自他略之、
自寺務酒肴一具被送之、是儀式也、

廿日、第三日也、今日第二日朝座并夕座有之、

秉燭之時分三度告之後、参堂、如第二日、朝座畢講師退出、予起座東
行、立留東軒迎、於寺家旁
空掃下也頃之講師又参堂、先衆僧参堂、次予如初着

座、会式重間、
如此也無豎義、帰宿房、向東院、兼巴今夜延年有習、為見物也、修南

院、兼眺、綱光祖父兼宣ノ男慈恩院等会合、次於講師有之云々、事了帰修南院、

〔行間補書〕廿一日、今日会式如例、入夜有延年、白拍子計也、予見物、

廿二日、未刻計、三度告之後参堂、朝座了後起座、立留中堂迎、頃之参
堂、有夕座并豎義如第二日、以上第四日分也、入夜三度告之後参堂、朝

座并豎義等如今朝、事了退出、経食堂前、尤可経後也、
謂失也入細殿南行東第二

間停立、見物延年、白拍子、其後有造物、風流、兒舞、龍王、又舞乱拍
子、希代見物也、龍王時分雨脚欲降、雖然猶有之、可謂無念也、

廿三日、未刻計、講師勅使房光臨、御着座之後、北面予於中戸着座、西
面、不持笏、敬屈、次経本路令退給、予起座北行、更下簀子着座西行、自
杳脱侍持香、着香、降地上跪居、次退入、

入夜三度告之後、参堂如例、次帰、勅使房、有番論義、別当等不参、講
師代竹林院僧都来着座、予出中戸西面着座、饗等自元置之、三献、予擬

僧都後、予先飲之、先有表白、僧都読之次第各兩人来予前、論義、々々
畢退、予又退入、次僧都退出、次予如昨日向食堂、見物延年、今日有大

風流、日々驚目計也、雨少下、
廿四日、入夜参堂如昨日、結願也、無論義、講師則退出、行香如初

日、次於金堂前有試経、講堂仏前下石壇、別当同時降、弁東、
寺務西、金堂北昇

石壇、予東行、更南行、別当西行、更南行、同時着座、次有試経、々々
法師着座、先從儀師着座北面、予西面自南頭着座、寺務同入自南頭着

座、東面、後立屏風、事畢起座、経本路参講師房、門堂南面着座、三
拜、々々畢退、講師下降、令礼給、予又経本路向食堂、其儀経食堂後、

更南行、経細殿軒西行着座、則堂内前、必食堂前東行、
被着座也其儀見次第、事了、
從儀師論義試経以下文書付賜了、無為由賀之、予帰修南院、于時鷄鳴程

也、〔兼、耳語〕
行香了サ、ヤキト号
事アリ、見次第、

抑昼間自講師房論義等送賜、予向勅使房、対面、請取了、束帯如例、出
中戸西面着座、僧綱来予前、予取之披見、〔兼、耳語〕次予退僧綱同退出、

一、勅使御訪相残三千疋、今日送賜了、以上六千疋也、有先規及種々沙
汰了、残り被下行了、
今朝向松林院并慈恩院、於松林院種々、及五献畢、祝着無極々々、

東福院以下多以来臨、所自愛也、家門余慶也、
廿五日、早旦帰京、所々、南円堂・金堂・東大寺以下参詣了、入夜下
着、雪下、寒氣甚、窮屈無極々々、每事無為、所自愛也、

〔行間補書〕修南院連日煩、所痛入也、
廿六日、晴、文書等進執柄了、今日参 内、条々無為趣申入了、

補記：本稿校正中に「維摩会次第」（東山御文庫収蔵一二八函三五）を
見出した。この次第の奥書には「享徳元年後八月借請広橋藏人右中弁綱

光本、八日晚頭染筆、翌日九日晚頭書写終了、右大丞親長」と見え、
享徳元年閏八月に甘露寺親長が、広橋綱光所蔵の次第を借りて書写した
ことがわかる。本記の中で綱光が参照している「次第」は、この親長に

貸した次第であろう。解題で述べた「サ、ヤキ」に該当すると推測され
る箇所は「次読師拳／從儀師参僧綱床講師拳、来弁座微音語之、弁取出

帖紙、書付之、僧綱名并被着僧名也、
為備忘也」とある。元来は「微音」で明年の講師
をささやき、それを弁が備忘のため書き留める、という次第が、やがて

文書の形で受け渡されるようになったのであろうか。

賀茂祭用脚沙汰記

享德四年

三月大

廿七日、晴、賀茂祭典侍事、此間就欠如、堅被仰下者也、然而故障不一事、第一御局其時分可憚神事条決定云々、青侍少々又服者也、惣用当年者土藏役不可有候間、難事行歟間、可如何仕候哉由、堅雖歎申入候、典侍別火御事は自今□被定歟、縦雖有其儀、衣計渡例勿論□上者、猶早可存知由、勅言也、重而可申入旨申入了、為七日以後者不可有子細哉、傍例有之云々、

廿八日、晴、除目入眼也、予參陣、祭典侍事申入云、就御事欠、連々被仰下之上者、雖存知仕度候、惣用第一、きと難事行由尋試候へは、人々申候は、有無内々武家可被尋申歟之由、申入之処、誠可然由有 勅言、今日奉拜尊神等、珍重々々、

廿九日、晴、被下女房奉書云、惣用事、室町殿被尋申入、彼十分一更不進納、如何様堅被催促可被下行云々、奉行当年飯尾与三左衛門被仰付、政所下總守南都上使下向故云々、此上者先念可領狀申之由、種々勅言間無力、不及是非、先可始神事之由申入了、条々併任神恩奉仰冥助外無他者也、

卅日、雨下、御局御行水、匭始御神事者也、

四月大

一日、少雨下、日出以後属晴、立神事札張住連、今日典侍殿先有御□參、珍重々々、淨物等如每度加下知了、予尤雖可參賀 室町殿、御所中至來廿一日内穢之間、加斟酌畢、奉行藏人左少弁益光又畠山入道穢觸間故障、仍而藏人弁経茂申沙汰也、伝奏民部卿、御所様穢は藤中納言亭雑色穢引云々、為神事、旁難治次第也、

十四日、晴、自伝奏申送云、彼分一事、面々更不沙汰、為伝奏公家面々直可催促由被仰出云々、典侍分、近衛殿二条、九条家門并久我等云々、然而為武家被仰出さへ不沙汰候上者、為公家可事行歟、言語道斷珍事也、停止事邂逅上未快例、被驚思食由、為 内裏被申 室町殿云々、如前方先少々申付了、珍事々々、内々自 禁裏御訪千疋被下了、珍重々々、近年如此也、

十九日、晴、惣用到、今日一向未到、今分は停止勿論々々、不及言詞、連日公武催促申入了、雖不限一心儀、當時公私周章之外無他、又自内裏二千疋被下了、別而三千疋、当年被下云々、祝着々々、

廿二日、雨下、惣用未下、為之如何、昨夕且三千疋到來了、如存内、珍事々々、嘉吉度入夜万疋被下行之後者当年始也、所詮十分一事、於于今者難事行由、及晚有其沙汰、然者停止勿論歟、参内、申入子細処、念被申武家、有無可被定云々、秉燭以後伝奏申送云、分一事難事行、五千疋可被下行、公人等、先可仰試、後日必可被下行也、無為樣可致了簡云々、残五千疋、自余方々以未下分可下行云々、仍而公人等召集問答之処、或半分被下行者可存知、或悉無下行者難出仕由、各申切畢、先年事旧事也、其外又以同前歟、委此子細申入了、曉天以後、民部卿又申送云、御質物、五千疋外可被出、念公人可仰談云々、但官人以下猶難存知之由申間、典侍方同前歟云々、予申入云、公人等定難渋勿論哉、但綱光緩怠之樣可被思食間、念可仰由申入了、然而又馳告云、武家已御しつまり間、難事行上、公人等不可叶旨申切云々、於于今者停止勿論云々、言語道斷重事也、度々停止例不快也、如然題目停止例、文和度惣用依未下停止云々、是又大乱年也、更難被准抛歟、於出立者大略以私力等沙汰寄、御誦経使入來間、例式致其沙汰了、空停止為天下所驚入也、面々入來間勸益等如例、御質物事、何早々不及其沙汰哉、無沙汰式、絶常篇者也、

康正元年八月二十七日記

〔端裏書〕
〔康正元年秋記任大臣節會事〕
〔室町殿〕
〔右大將等事〕

康正元年八月

廿七日、庚午、天晴風靜、今日、〔足利義政〕室町殿任右大將給、〔四年八月二十七日足利義滿任右大將〕永和御例被行任大臣

節會并小除目、永享〔元年八月四日足利義教任右大將〕又如然也、頭弁〔資圃〕朝臣沙汰之、兼日有其催

之間、已刻着園帶參、内、雜色四本上紙、召具、頃之内弁德大寺大納言

公、以下參集、諸司等遲參、及午下刻事具之後内弁着陣、次菅中納言〔東坊城〕

卿、源中納言〔賢卿〕、日野中納言〔勝光卿〕、右衛門督〔顯言卿〕、等着陣、予於

仙〔仁〕門辺伺内弁〔氣〕色、着横敷座、揖等如例、頭弁進出、仰内弁於德大寺

大納言、内弁称唯、頭弁退、内弁移着端座、令敷軾、召外記問諸司、先

之頭弁進軾、仰、宣命〔之〕趣、仰一兩人之後、取出小折紙授内弁退、内弁

懷中小折紙、召大内記、少内記中原康顯參軾、内弁菅中納言等被不審

云、大内記何不候哉、菅中納言被答云、四位内記不參軾、雖有例不庶幾

事也云々、尤無謂事哉、則内弁仰宣命之趣於少内記、々々々持參、宣

命草挿仗之間、被追返入筥持參、於恒例節會者如然、至任大臣者可入筥

蓋之条定事也、未練之至極也、内弁就弓場奏聞、復、弓場則

取替奏聞云々、且、内弁被命云、宣命使、也、予

昏黑任大臣節〔會〕宰相〔宣命〕使傍例也、内弁諸卿可出外弁

納言以下次第座、仰、中問着靴入幔門、西面

問、内弁着靴進、内弁、開門、

圍司、着中門以下、起座、於幔門中門辺停立、少納言在治〔唐橋〕

弁菅中納言、菅中納言以下次第列立

〔東上北面〕
〔異位重行〕
中門西行、經源中納言、右衛門督列揖立、内弁

召宣命使、〔以扇〕予揖離列北行、〔若有下賜者、可經下賜前也〕入軒廊、列

一揖而說也、見次第、勤仕

万里少路前内府教命云、〔時房〕叶理云々、仍

守、更東行当西第二間、〔内弁九子二間中央〕以

左手挿笏、〔或可挿〕進寄、笏、先以挿、以右手

含咲哉、〔先右〕是逆、退一兩步、立初所拔笏、〔左手〕取副、宣命、〔宣命右〕

揖右廻下版、〔於南〕揖着座、〔揖者少時〕西行、至軒廊西一間中央左廻、次内

弁下殿、〔其儀床子〕西委戸間向階、予答揖、予又答揖、内弁南行自檻、

本路、〔是西、折揖也、尤於北扉〕次予少刷衣裳、南行当中門南扉逼揖、

練也、仁治度及夜陰間不練、為白昼者可練、被記之、然准后之御所

為、里内徐步猶可宜之旨蒙教命、其外於禁中人々遅々、之条可然

云々、將又外弁上首白昼時練步、然徐、就當時之儀令略了、凡練之條

兼日万里少路前内府庭訓畢、尤可謂無念至歟、〔二条持通〕執柄御所為可練条勿論

云々、人々所為不一決可否事哉如何、就版一兩步退、〔宣命版去一許尺冠額可当版〕

方、〔叙位宣命使例〕揖立定之時挿笏左腋、〔宣命持〕於座下以左右手披宣命押右、前

再拜、又乍相、之時向、目退、〔今度引下之儀〕披之、乍文押之、顧左、如初

諸卿又再拜、後拜之程、於左腋、宣命、〔其儀如常〕乍持右手以左手拔笏、

宣命取副笏揖右廻、〔廻大〕經尋常版西、南行、〔公卿列〕從參木後婦本列揖立、

中納言轉任大納言問、立上新任、〔宣〕拜舞退出、〔雖列宣命拜不拜、是新任公卿進退也、但猶令拜例有之歟、解劔舞路畢、任人〕

次内弁直着陣、予於仙仁門辺依上卿氣色着横敷座、次頭弁進軾、〔任人〕詞

趣、取出小折紙授上卿退、上卿、〔官力〕人仰、紙於外記、六位外記康顯

持參、置參木座上、次依上卿目掛起座移着端座、上卿目許、予

引下硯進昇、上卿前（上）、首自懷中取出小折紙被授之間、置笏、

取小折紙入懷中、取笏、右廻帰着引直裾揖安座、置笏引寄硯、取水

瓶、入水、取墨摩之、（摺之）一二度計摺之、（初五個度、後三十度計也）次試筆二管、可用

筆置筆台、取出黃紙卷返之、次取笏氣色上卿目許後、置笏染筆、書 勅

任至月号日、書終卷之置前、（横、左頭、小折紙猶有懷中、或取出置硯左方、加點任人、少時入懷中、不被置事可然云々）

除目取副笏、上卿目許之後、掛起座進上卿前、置笏、奉 勅 勅任除目、次

取出小折紙同、取笏帰本座、如初、次上卿披見、以官人

置筆引寄硯掛起座、帰着我座、上卿就弓場奏聞、予可參賀 室町殿之間、忿退出、帰寿域、改着直垂參 室町殿、公武人々群集候御会所、外

様公家面々候公卿座云々、朔日衆祇候御会所也、已於御 殿御鬢所有

塚飯之儀、管領石京大夫勝元朝臣、（細川）陪膳藏人左少弁益光、（鳥丸）狩衣、紫浮

役送伊勢党、（貞徳）主人御小直衣、（貞徳）御指貫、（鳥多須幾）塚

飯儀同年始云々、（貞徳）式三獻外、行松調進一獻有之、（鳥多須幾）管領進物同年始、銀鈿持參、又被下之、管領僮僕騎馬五騎、各直召

具之、条々永和・享永享御例也、惣奉行以兩度御例撰津掃部頭之親、右

筆飯尾下総守・清八郎左衛門等各直垂祇候、事終於御会所先大名以下御

対面、次公家面々御対面、御小直衣也、御太刀各進上了、次於公卿座諸

家御対面云々、右兵衛佐永繼朝臣（高倉）狩衣、申次之、於女中内々御祝、有十

献云々、是永和等御例云々、兼日条々中山中納言為伝奏申沙汰之、執柄

被計申也、大外記清原宗賢持參聞書、於中門廊永繼朝臣請取之持參

云々、被返下筥之時、被納砂金十兩、是每度之儀也、今朝先有改元吉書

云々、管領依故障于今延引了、仍管領兩度出仕、人々御太刀二腰可一度

進上之、于時申刻也、事終有御台御例管領御対面之後、人々進折紙、公

武同前、予兼日尋其沙汰間、千疋折紙令隨身畢、其躰左京大夫局（撰津）之親妹

也、出逢、折紙置前、御盃拝領退出、人々同之、以高倉殿珍重之由申大

（日野重子）方殿畢、抑永和任大臣節会故一品為大弁參木被勤宣命使き、自然相叶芳

躑、公私所祝着也、每事無為無事、云彼云是珍重々々、宣命代々被続加

之間所続加也、除書如此、黃紙也、

勅

左近衛府 （近衛）

大将正二位藤原朝臣教基兼

右近衛府 大将従一位源朝臣義一兼 （政）

康正元年七月廿五日

如此、可清書之処、存誤左近衛府卜書テ又左近衛大将卜書之、尤謂失

也、上卿又無音、亡却歟、為恨々々、

一、自 内裏以中山中納言被申珍重之由於室町殿云々、御釵被進之歟、

兼郷卿記逸文（康正元年八月二十七日記紙背）

正長二年八月十七日、朝間雨降、已刻休晴、今日（足利義教）室町殿（權大納言、初御）、初御參（アキマ）詣石清水八幡宮也、（抹消）「微明着浄衣參、室町殿諸大夫（為成一人）布衣侍一人（アキマ）」等召具之（アキマ）予云兼日云当日申沙汰之依御共御点微明着

浄衣參、室町殿（諸大夫為成一人）

被用永和并至德御例、兼日經御沙汰、御出以下事、（二条持基）撰政被計申、予申沙汰之、就扈從、未明着浄衣、（兼郷、綱光父）「參、室町殿乘輿（諸大夫為成一人）、侍一人（雜色等召）」參、室町殿、

先之人々參集、刻限被着御小直衣給、於公卿座有御身固、（安三位、各狩衣、參勤之）次御出、

路次行列被引御馬、（總轡）次番頭八人、（直垂、）次衛府侍六人、（二行、各狩衣、交名可尋注、）次

御輿、（御力者十二人昇之、各着同笠、雨降、同御輿着覆網、御雜色八人臨期、）次殿上人六人、（二行、實雅朝臣、水邊朝臣、益長、副光、資益、政光、騎馬、）

次諸大夫二人、（二行、康任朝臣、）次公卿三人、（万里少路大納言時房卿、勸修寺中納言、）

諸大夫一人・侍一人等各召具之、（管領）次畠山尾張守持国、次小侍所畠山左馬助、次侍所赤松伊予守、各騎馬、（義雅、騎馬數輩、）御路、万里少路南行至三条西

行、自東（洞）院南行至七条西行、自大宮南行至九条西行、御下着、（宋清、社務、）坊、有御行水、令着御浄衣給、（有御社頭之儀、次第可追記、）御統物以下御社儀追可記（但有御次、）次還御、々

路、九条東行、自大宮北（行）至七条東行、自油少路北行至七条東行至七条

坊門東行、自西洞院北行、至于左女牛若宮、自左女牛還御御所、（町北行至六条東行、自東洞院北行至三条東行、自万里小路、）

武家奉行飯尾肥前守為種也、同弥六左衛門相加也、御路治定之後、遣肥（飯尾為種）前守、仰侍所令掃除之、惣用以下事注別記、每時無為珍重々々、申沙汰、自愛者也、

兼日有諸御祈、相触御持僧畢、